

平成29年1月1日以後のマイナンバーの取扱いについて

平成28年度の税制改正によりマイナンバー記載対象書類の見直しが行われました。

マイナンバーの記載を要しない書類のうち、平成29年1月1日以後に適用されるものの一覧が、国税庁のホームページに掲載されております。今回はその中から主なものをご紹介します。

<所得税>・青色申告承認申請書

- ・所得税の青色申告承認申請書（兼）現金主義の所得計算による旨の届出書
- ・所得税の青色申告の取りやめ届出書
- ・青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書
- ・現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書
- ・現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書
- ・所得税の棚卸資産の評価方法の届出書
- ・所得税の減価償却資産の償却方法の届出書
- ・所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更承認申請書
- ・所得税の棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書
- ・所得税の減価償却資産の特別な償却方法の承認申請書
- ・所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請書
- ・源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書
- ・源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書
- ・年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書
- ・転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書

<消費税>・消費税課税期間特例選択・変更届出書

- ・消費税課税期間特例選択不適用届出書 ※事業廃止の場合には番号要
- ・消費税簡易課税制度選択届出書
- ・消費税簡易課税制度選択不適用届出書 ※事業廃止の場合には番号要
- ・消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- ・任意の中間申告書を提出する旨の届出書
- ・任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書 ※事業廃止の場合には番号要
- ・消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書
- ・消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書
- ・輸出品販売場許可申請書（一般型用）
- ・輸出品販売場許可申請書（手続委託型用）

また、国税庁のホームページでは、平成29年1月1日以後も引き続きマイナンバーの記載を要する書類の一覧も掲載されております。

<所得税>・確定申告書（A第一表・A第二表・B第一表・B第二表）

- ・個人事業の開業・廃業等届出書
- ・所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書
- ・所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書
- ・給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

<消費税>・消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）

- ・消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（簡易課税用）
- ・消費税及び地方消費税の中間申告書
- ・消費税課税事業者選択届出書
- ・消費税課税事業者選択不適用届出書
- ・消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書
- ・消費税課税事業者届出書（基準期間用）
- ・消費税課税事業者届出書（特定期間用）
- ・消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

・事業廃止届出書

・個人事業者の死亡届出書

・消費税異動届出書

・消費税課税期間特例選択不適用届出書 ※ 事業廃止の場合に限り番号要

・消費税簡易課税制度選択不適用届出書 ※ 事業廃止の場合に限り番号要

・任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書 ※ 事業廃止の場合に限り番号要

<その他>・贈与税の申告書

・相続税の申告書

・給与所得の源泉徴収票（給与等の支払を受ける者に交付するものを除く。）

・退職所得の源泉徴収票（退職手当等の支払を受ける者に交付するものを除く。）

・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

・不動産の使用料等の支払調書

・納税管理人の届出書

・更正の請求書 ※ 書類提出の際には充分御注意して下さい。